

古殿町条件付一般競争入札心得

（趣旨）

第1条 古殿町の工事又は製造の請負契約に係る一般競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金の納付等については、免除するものとする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、古殿町工事請負契約約款、設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を提出することとし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を当該代理人に持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札の代理人とすることができない。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞

退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約事務を担当する課長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の一般競争入札参加等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、町長は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加の資格のない者の行った入札
- (2) 郵便による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札

- (9) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (10) 見積内訳書の提出のない入札及び入札書の入札金額と見積内訳書の積算価格が一致しない入札
- (11) その他入札に関する条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札
 - (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札
- （開札）

第8条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、入札参加者立会のもと行う。

- 2 開札したときは、直ちに入札書等を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。
- 3 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじにより順位を決定するものとする。
- 4 第2項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格から第3番目の価格までの入札金額及び第3順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）名を読み上げるものとする。

（落札決定の保留）

第9条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する。

（入札参加資格確認書類の提出）

第10条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（休日を除く）に提出しなければならない。

- 2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（落札者の決定）

第11条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲

内の価格をもって申込みをした者のうち最低価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。

（契約の保証等）

第 1 2 条 契約の保証等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 1 3 条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約権者が指示する契約書の案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合において、落札者は、落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

（工事完成保証人）

第 1 4 条 古殿町財務規則第 1 0 1 条に規定する連帯保証人は、契約権者が指示する必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

2 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

（異議の申立て）

第 1 5 条 入札参加者は、入札後、この心得の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

（補則）

第 1 6 条 この心得に疑義がある場合、入札参加者はその疑義について入札前において質問をすることができる。

附 則

この心得は、平成 1 9 年 8 月 2 9 日から施行する。